

事後評価結果 (令和 2 年度)

※水色のセル箇所を入力すること。  
 ※他の課の「行」は、「非表示」にすること。

整理番号	道建-1
担当課	県北振興局道路建設第二課
担当課長名	真鳥 喜博

事業名	都市計画道路 平瀬町千尽町線	事業区分	街路事業	事業主体	長崎県
起終点	自: 佐世保市平瀬町 至: 佐世保市千尽町	延長	2.37km		

**事業概要**  
 都市計画道路平瀬町千尽町線は、佐世保駅周辺において、国道35号及び西九州自動車道と並ぶ中心市街地の主要な幹線道路の一つとして整備を行い、中心市街地の慢性的な交通混雑の緩和だけでなく、西九州自動車道のインターチェンジや佐世保駅、佐世保港を結ぶ道路網を形成し、都市機能施設の連携強化を図っている。本路線の整備にあたっては、中央分離帯に西九州自動車道の高架橋橋脚を配置して、上下で一体的な道路とすることで、都市内の有効な空間利用を行っている。

**事業の目的・必要性**  
 佐世保市中心部の幹線道路である国道35号の慢性的な交通混雑の緩和と、西九州自動車道のインターチェンジへ接続し、佐世保駅や佐世保港とのアクセスを強化を図り、中心市街地の交流促進や連携強化を目的とする。

事業概要図



**事業箇所**  
 平瀬町千尽町線  
 街路事業 延長 2.37km



工期	着工	H 9 年度					
	完了	H 27 年度					
事業費	再評価時	128.7 億円					
	最終	144.0 億円					
B/C	再評価	1.26	総便益(B) 197.4 億円	総費用(C) 156.8 億円	基準年度 H 23 年度		
	事後評価時点	1.08	総便益(B) 256.7 億円	総費用(C) 237.1 億円	基準年度 R 2 年度		
事業期間	事業化年度	H 9 年度	用地着手	H 9 年度	供用年 (当初) H 15	変動 2.7 倍	
	都市計画決定	H 9 年度	工事着手	H 12 年度	(実績) H 27		
事業費	再評価時	(名目値)	128.7 億円	実績	(名目値)	144.0 億円	変動 1.1 倍
		(実績値)	億円		(実績値)	億円	
交通量 (当該路線)	再評価時	38,400 台/日		実績	34,833 台/日		変動 0.9 倍
旅行速度向上 (供用前現道→当該路線)	16.9 → 29.5 km/h		交通事故減少 (供用前現道→供用後現道)		- 件 → - 件		
整備対効果分析結果 (再評価)	B/C	1.26	総費用	156.83 億円	総便益	197.44 億円	基準年
			(事業費)	156.56 億円	(走行時間短縮便益)	179.76 億円	H 23 年
	(維持管理費)	0.27 億円	(走行経費減少便益)	16.19 億円	(交通事故減少便益)	1.49 億円	
整備対効果分析結果 (事後)	B/C	1.08	総費用	237.14 億円	総便益	256.67 億円	
			(事業費)	236.28 億円	(走行時間短縮便益)	233.62 億円	R 2 年
	(維持管理費)	0.86 億円	(走行経費減少便益)	21.15 億円	(交通事故減少便益)	1.90 億円	
事業遅延によるコスト増	費用増加額		-		便益減少額		
事業遅延の理由							
不測の埋設物の対応に時間を要したため。							
客観的評価指標に対する事後評価項目							
国道35号の交通量: 58,989台/日(整備前(H10)) → 49,493台/日(整備後(H27)) 当路線の交通量: 28,626台/日(整備前(H10)) → 30,698台/日(整備後(H27))							
その他評価すべきと判断した項目							
佐世保港臨海部などの沿道の土地利用の促進: 複合商業施設「五番街」の来店							

事業による環境変化	環境影響評価に対する項目	
	特になし	
事業を巡る社会経済情勢等の変化	その他評価すべきと判断した項目	
	特になし	
事業を巡る社会経済情勢等の変化		
特になし		
対応方針		
当該事業に係わる対応方針 (今後事後評価の必要性及び改善措置の必要性)		
<p>当該工区は、国道35号の交通混雑の緩和、都市機能施設へのアクセス強化を目的としている。本事業の整備により、国道35号の交通混雑の緩和が図られ、西九州自動車道の佐世保みなとインターチェンジ佐世保駅、佐世保港などの都市機能施設及び中心市街地とのアクセス性が向上しており当面の改善措置の必要はない。以上のように事業目的に見合った事業効果の発現が確認されているため、更なる事業評価の必要はない。</p>		
同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)		
同種事業においては、関係機関と連携し適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発言されるように早期完成に努める。		
特記事項		
特になし		

# 令和2年度 第1回 長崎県公共事業評価監視委員会

## 事後評価対象事業

道建-1 街路事業  
都市計画道路  
平瀬町干尽町線

事業主体 長崎県

事後評価  
の理由 再評価実施  
全体事業費10億円以上  
事業完了後5年経過



1

## 1. 審議経過

審議経過	再評価の理由	工期		事業費 (億円)	B/C	備考
		着工	完了			
当初 (H8新規評価)	-	H9	H15	98.5	-	【工事概要】 延長L=2.37km 幅員W=40m
第1回審議 (H18年度)	事業採択後 10年経過	H9	H24	109.1	2.04	【前回評価からの変更概要】 用地取得難航による工期延長 補償費、工事内容の見直しによる事業費増額
第2回審議 (H23年度)	再評価後 5年経過	H9	H26	128.7	1.26	【前回評価からの変更概要】 不測の埋設物対応による工期延長 工事内容の見直しによる事業費増額
第3回審議 (R2年度)	事業完了後 5年経過	H9	H27	144.0	1.08	【前回評価からの変更概要】 不測の埋設物対応による工期延長 工事内容の見直しによる事業費増額 現場監督業務委託による事業費増額



### 3. 事業の効果の発現状況



5

### 3. 事業の効果の発現状況 (国道35号の交通混雑の緩和)

#### 国道35号線の交通状況



●整備前(H10)

交通量: 58,989台/日

●整備後(H27)

交通量: 49,493台/日 (-9,496台/日)



慢性的な交通混雑で問題となっていた国道35号の交通量が、都市計画道路平瀬町干尽町線と西九州道を一体的に整備したことで約16%が転換し、交通混雑の緩和が図られました。

6

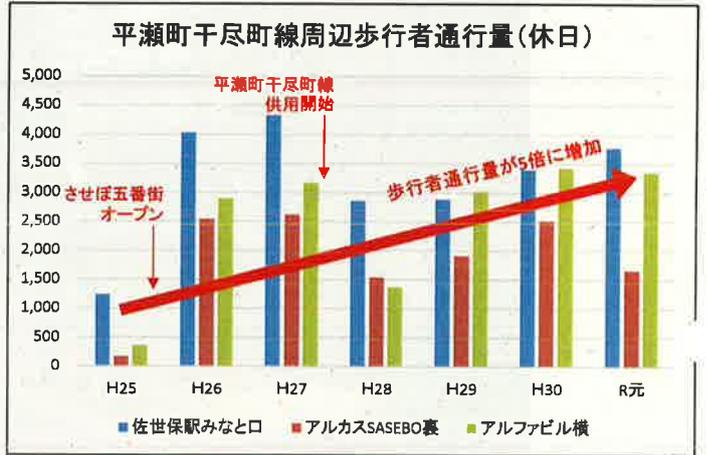
### 3. 事業の効果の発現状況(他事業との連携による都市問題の解消)

#### 佐世保駅周辺再開発(レインボープロジェクト)による都市問題の解消

- ・佐世保駅周辺土地区画整理事業
- ・佐世保駅周辺鉄道高架化事業
- ・西九州自動車道佐世保道路
- ・市街地再開発事業
- ・佐世保港ポータルネッサンス21計画
- ・地域交流センター建設(アルカスSASEBO)
- ・都市計画道路平瀬町干尽町線



佐世保市全体の人口は減少傾向であるものの、中心市街地の定住人口が約20%増加しました。



7

平成25年、隣接する埋立地に大型商業施設「させぼ五番街」がオープン。歩行者通行量は、オープン前に比べ約5倍に増加しました。

### 佐世保駅周辺再開発(レインボープロジェクト)



## 4. 費用対効果の算定の基礎となった要因の変化

		前回 再評価(H23)	今回 事後評価(R2)	主な変更点	
費用対効果 (B/C)		1.26	1.08	-	
便益(B) の 算定基礎	将来交通量	38,400台	33,600台	-	
	推計年次	R12		-	
コスト(C) の 算定基礎	延長	L=2,370m		-	
	幅員	W=40m(4車線)		-	
	事業費	128.7億円	144.0億円	次スライドのとおり	
	工期	H9~H26	H9~H27	"	
その他	利用状況	現況交通量	27,419	34,833	-
		観測年次	H22	R1	-

9

## 4. 費用対効果の算定の基礎となった要因の変化(事業費の増)

### 【費用対効果の算定基礎となった要因の変化】

#### 事業費の増

128.7億円(前回)→144.0億円(今回)



#### (事業費増の主要内容)

事業費増の内容	増額	主な変更理由
①床掘及び埋設物の撤去	15.3億円	土質変更及び不測埋設物

## 5. 対応方針(原案)

### ○改善措置の必要性

- ◆ 当該工区は、国道35号の交通混雑の緩和、都市機能施設へのアクセス強化を目的としている。
- ◆ 事業の整備により、国道35号の交通混雑の緩和が図られ、西九州自動車道の佐世保みなとインターチェンジや佐世保駅、佐世保港などの都市機能施設及び中心市街地とのアクセス性が向上しており当面の改善措置の必要はない。

### ○今後の事後評価の必要性

- ◆ 事業目的に見合った事業効果の発現が確認されており、更なる事後評価の必要はない。

### ○同種事業の計画・調査のあり方等

- ◆ 同種事業においては、関係機関と連携し適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう早期完成に努める。



佐世保駅裏



佐世保港

## 事後評価結果（令和 2 年度）

※水色のセル箇所を入力すること。  
 ※他の課の「行」は、「非表示」にすること。

整理番号	河川-1
担当課	河川課
担当課長名	里 恒弘

事業名	総合流域防災 三重川		事業区分	河川改修事業	事業主体	長崎県
起終点	自：河口地点0K000 至：シジャク川合流点上流0K760		延長	760m		
<p><b>事業概要</b></p> <p>当河川は、河口地点0K000地点からシジャク川合流点0K760地点までの760mの区間において、河床掘削、護岸整備、橋梁架替等の河川改修を行うものである。</p>						
<p><b>事業の目的・必要性</b></p> <p>本事業は河口から永田橋上流にいたる間を現川沿いに河道掘削、護岸整備、橋梁架替を行い、洪水に対し安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的としている。                  当河川は、昭和57年7月の長崎大水害を契機に事業化されており、河川周辺において家屋及び耕作地への浸水被害を受けた方が多く、地元から洪水氾濫被害に対する安全の確保が望まれている。</p>						
<p><b>事業概要図</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>位置図</p>  <p>三重川</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>河川改修延長 L=760m</p> </div> </div>						
工期	着工	S	57 年度			
	完了	H	27 年度			
事業費	再評価時点 (H25)	12.2 億円				
	最終	11.1 億円				
B/C	再評価時点 (H25)	1.20	総便益 (B)	36 億円	総費用 (C)	30 億円 基準年度 H 24 年度
	事後評価時点	1.16	総便益 (B)	51 億円	総費用 (C)	44 億円 基準年度 R 2 年度
事業目的に 関する 諸条件	計画流量	120 m <sup>3</sup> /s		治水安全度	1/30	
	災害発生時影響(想定氾濫区域)	82 mm/hr				
事業の 効果等	①浸水戸数	:	57 戸	④災害時要援護者施設	幼稚園1	
	②浸水面積	:	6 ha	⑤その他	国道202号、県道115号線	
	③重要な公共施設等	:	特になし			
過去の災害実績	①主な被災年	:	昭和57年、昭和60年	④重要な公共施設等	不明	
	②最大浸水戸数	:	186 戸 昭和57年7月洪水	⑤災害時要援護者施設	診療所1	
	③最大浸水面積	:	18 ha 昭和57年7月洪水	⑤その他	不明	
災害発生 の危険度	①改修目標流量に対する改修前流下能力	: 約70%程度				
	②改修前の治水安全度	: 1/10年確率規模相当				
治水	治水					
	治水安全度の向上 概ね1/10(改修前)→1/30(改修後)					
	河川改修後(平成27年度)以降、長崎観測所で計画時間雨量82mm/hrに相当する降雨が平成28年6月に2回(82.5mm/hr、81.5mm/hr)観測しているが、洪水被害は発生していない。 約60%の住民が河川改修の効果を感じている。					

事業による環境変化	<p>利水</p> <p>河口付近の住宅地のため、特に利水は行われていない。</p>
	<p>環境</p> <p>動植物について、約1割の住民が減ったと回答しているものの、あまり変化を感じていない住民が半数を超えており、河川改修による影響は最小限に抑えられていると考えられる。</p>
	<p>親水性・その他</p> <p>清掃活動をしているもしくは興味がある住民が4割を超えており、三重川に対する地元住民の関心度は高いことがわかる。今後は、地域住民との連携を図り、環境面を改善できる維持管理体制が整えば、よりふるさとの川としてふさわしい河川が形成されていくものと考えられる。</p>
<p>事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>特に開発計画もなく、人口の変動も少ない。浸水想定範囲内の空き家が微増している。</p>	
<p>対応方針</p> <p>当該事業に係わる対応方針 (今後事後評価の必要性及び改善措置の必要性)</p> <p>当事業は、河川の氾濫防止を目的としている。河床掘削、護岸整備、橋梁架替等の事業が完了したことで流下能力が改善されており、当面の改善措置は必要ない。 事業目的に見合った事業効果の発現が確認されており、更なる事後評価の必要はない。</p>	
<p>同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)</p> <p>同種事業においては、適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう早期完成に努める。</p>	
<p>特記事項</p> <p>特になし</p>	

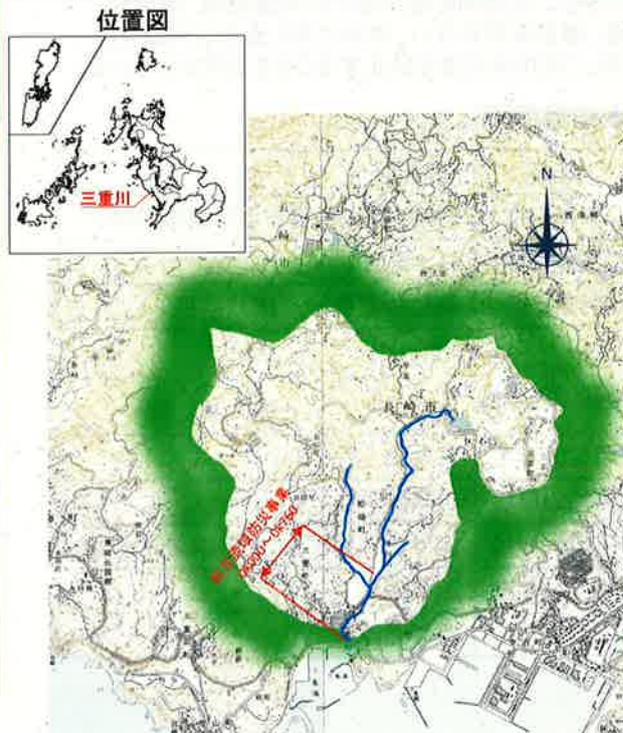
# 令和2年度 第1回 長崎県公共事業評価監視委員会

## 事後評価対象事業

河川-1 総合流域防災事業  
三重川

事業主体 長崎県

事後評価の理由 再評価実施  
全体事業費10億円以上  
事業完了後5年経過



## 1. 審議経過

審議経過	再評価の理由	工期		事業費(億円)	B/C	概要
		着工	完了			
当初	—	—	—	—	—	—
第1回審議(H10年度)	事業採択後10年経過	S57	H15	12.2	1.47	改修延長L = 760m 河道掘削、護岸整備、橋梁架替等
第2回審議(H15年度)	再評価後5年経過	S57	H21	12.2	1.35	改修延長L = 760m 河道掘削、護岸整備、橋梁架替等
第3回審議(H20年度)	再評価後5年経過	S57	H26	12.2	1.21	改修延長L = 760m 河道掘削、護岸整備、橋梁架替等
第4回審議(H25年度)	再評価後5年経過	S57	H26	12.2	1.20	改修延長L = 760m 河道掘削、護岸整備、橋梁架替等
第5回審議(R2年度)	事業完了後5年経過	S57	H27	11.1	1.16	改修延長L = 760m 河道掘削、護岸整備、橋梁架替等

## 2. 目的・事業概要・これまでの経緯

### ◆目的

三重川の総合流域防災事業は、河口から永田橋上流にいたる間を現川沿いに河道掘削、護岸整備、橋梁架替を行い、洪水に対し安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止することを目的としている。

### ◆事業概要

延長	760m
事業内容	掘削、護岸整備および橋梁架替
事業費	11.1億円
事業期間	昭和57年度～平成27年度

### ◆事業経過

昭和57年度	事業化
昭和58年度	工事着手
平成11年度	流下能力が70%に達したため休止
平成24年度	工事再開
平成27年度	工事完成



## 3. 事業の効果の発現状況

### ◆ 流下能力の向上

区間	改修前	改修後	断面図
0k500付近 (右岸)			
0k600付近 (右岸)			

○治水安全度の向上 1/10程度(改修前)→1/30(改修後)

○河川改修後(平成27年度)以降、長崎地方气象台で計画時間雨量82mm/hrに相当する降雨が平成28年6月に2回(82.5mm/hr、81.5mm/hr)観測しているが、洪水被害は発生していない。

## 4. 費用対効果の算定の基礎となった要因の変化

項目		前回 再評価(H25)	今回 事後評価(R2)	増減の主な理由
費用対効果(B/C)		1.20	1.16	浸水家屋数の減少
便益(B) の 算定基礎	年平均被害 軽減期待額	74.0百万円	71.0百万円	浸水家屋数の減少
	残存価値	12.5百万円	12.3百万円	-
コスト(C) の 算定基礎	延長	L=760m		-
	事業費	12.2億円	11.1億円	事業完了時における事後補償実績の減少
	工期	S57~H26	S57~H27	事後補償実施による遅延

## 5. アンケート調査・結果

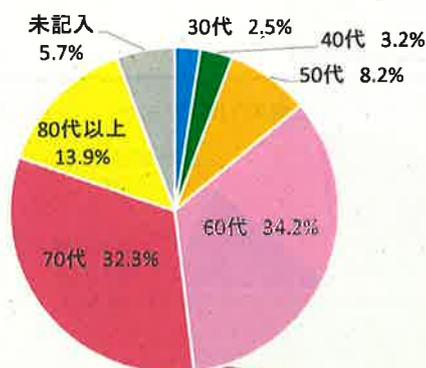
三重川沿いの地域住民を対象に、アンケート調査を行った結果、河床掘削・護岸の整備により生活環境の改善が実感されていることがわかった。

### ◆アンケート調査

- ・河川沿いの地域住民に自治会を通じてアンケート調査を実施(令和1年11月~12月実施)
- 221人中158人回答、回答率71%

### ◆アンケート結果

○回答年代



60~70代の回答が約7割

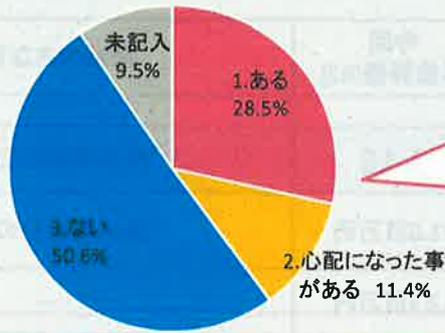
○性別



男性約5割、女性約4割回答

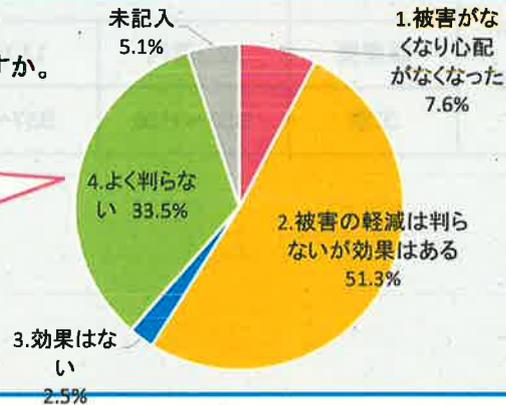
## 5. アンケート調査・結果

○これまで家屋や田畑が水害にあったことがありますか。



水害に対して約40%の住民が被害にあった。もしくは心配になったと回答。昭和57年頃(長崎大水害)が最も多い。

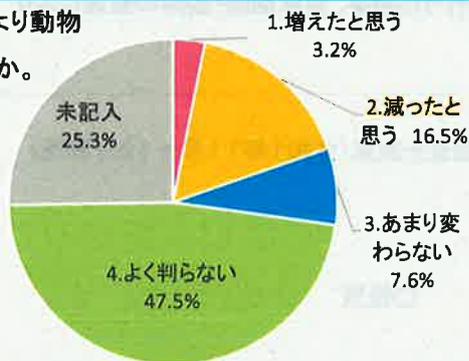
○河川改修工事の効果を感じていますか。



・水害の心配がなくなった  
・川の流れがよくなった  
・川幅がひろくなった  
約60%の住民が河川改修に効果を感じている。

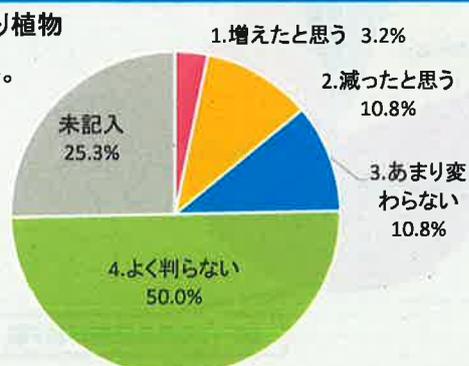
## 5. アンケート調査・結果

○河川改修事業により動物に変化がありましたか。



魚などの動物が、増えたと感じるより、減ったと感じている方が多いものの、約55%は変化を感じていない、良く判らないと回答。

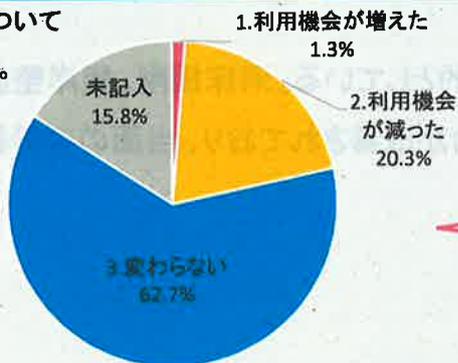
○河川改修事業により植物に変化がありましたか。



植物が増えたと感じるより、減ったと感じている方が多いものの、約60%は変化を感じていない、良く判らないと回答。

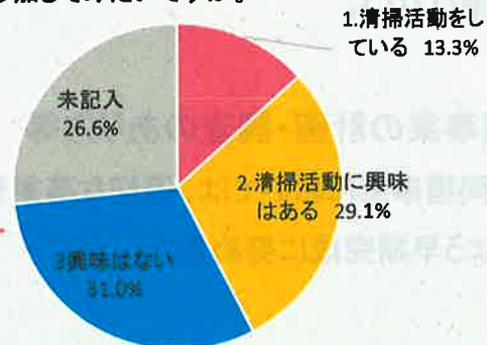
## 5. アンケート調査・結果

○三重川の利用について  
変化がありましたか。



利用する機会が増えた人よりも、減った人の方が多いものの、約60%以上は変わらないと回答。

○今後、清掃活動に参加してみたいですか。



三重川に対する地元住民の関心度は高く、約40%以上が清掃活動をしている。もしくは興味があると回答。

## 5. アンケート調査・結果

### ◆アンケート結果まとめ

#### ○治水

治水安全度の向上 1/10程度(改修前)→1/30(改修後)

約60%の住民が「水害の心配が無くなった」等、河川改修の効果を感じている。

#### ○利水

河口付近の住宅地のため、特に利水は行われていない。

#### ○環境

動植物について、約1割の住民が減ったと回答しているものの、あまり変化を感じていない住民が半数を超えており、河川改修による影響は最小限に抑えられていると考えられる。

#### ○維持管理

清掃活動をしているもしくは興味がある住民が4割を超えており、三重川に対する地元住民の関心度は高いことがわかる。今後は、地域住民との連携を図り、環境面を改善できる維持管理体制が整えば、よりふるさとの川としてふさわしい河川が形成されていくものと考えられる。

## 6. 対応方針(原案)

### ○改善措置の必要性

◆当事業は、河川の氾濫防止を目的としている。河床掘削、護岸整備、橋梁架替等の事業が完了したことで流下能力が改善されており、当面の改善措置は必要ない。

### ○今後の事後評価の必要性

◆事業目的に見合った事業効果の発現が確認されており、更なる事後評価の必要はない。

### ○同種事業の計画・調査のあり方等

◆同種事業においては、適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう早期完成に努める。

事後評価結果（令和 2 年度）

※水色のセル箇所を入力すること。  
 ※他の課の「行」は、「非表示」にすること。

整理番号	砂防-1
担当課	県北振興局 砂防防災課
担当課長名	茶谷 誠一郎

事業名	大屋地区地すべり対策事業		事業区分	砂防・地すべり	事業主体	長崎県
起終点	自：長崎県佐世保市鹿町町大屋 至：			規模	16.81ha	
事業概要						
集水井工 5基 集水ポーリング工 88本(L=3,535m) 横ポーリング工 106本(L=2,835m) 杭打工 135本(L=2,015m) アンカー工 460本(L=4,862m) 法面工 9,468m <sup>2</sup>						
事業の目的・必要性						
<p>当地区は、大正10年に地すべりによる被害が発生しており、昭和37年に地すべり防止区域として指定された。</p> <p>その後、昭和47年7月に九州全土を襲った集中豪雨によって地すべり活動が活発化したが、昭和49年から事業を開始し、集水井・横ポーリングによる抑制工、及び、アンカー工・杭打工による抑止工により対策を講じた結果鎮静化し、平成27年に概成した。</p>						
事業概要図						
位置図			大屋地区地すべり対策事業 平面図			
						
工期	着工	S	48 年度			
	完了	H	27 年度			
事業費	当初	11.4 億円				
	最終	16.4 億円				
B/C	再評価時点	2.63	総便益(B)	109 億円	総費用(C)	41.4 億円
	事後評価時点	3.03	総便益(B)	188 億円	総費用(C)	62.1 億円
基準年度 H 25 年度						
基準年度 R 2 年度						
事業の効果等	便益の主な根拠					
	事業費の減額					
	<p>事業の発現状況</p> <p>・本地区地すべりは、地すべり防止区域内の中央からやや南よりにNE-SW方向の小さい谷があり、この谷で地すべり地は大きく二分され、北側はA,C及びFブロックに、南側はB,D,E及びGブロックがあり、D及びEブロックはそれぞれD-I, II, III, IV, V, E-I, IIブロックに細分されている。各ブロックに対して昭和49年から地すべり対策工を実施してきた。対策工事と平行して地中歪計等により地すべり観測を行ってきたが、対策工事が進むにつれて、顕著な地すべり変動はなくなり、平成27年度に沈静化したと判断し地すべり対策工事を完了している。</p> <p>・事業概成後、家屋や道路、耕作地等への地すべり被害は生じておらず、地下水位も計画水位まで低下している他、地すべり変動も沈静化していることから事業効果の発現が認められる。</p>					
事業による環境変化	地すべり対策事業に伴う環境への影響は特に認められない。					
事業を巡る社会経済情勢等の変化						
平成22年3月31日、旧町合併により佐世保市となった。						
対応方針						
当該事業に係わる対応方針 (今後事後評価の必要性及び改善措置の必要性)						
事業概成後は地すべり被害は発生しておらず、事業効果が発現されているため今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない。						
同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)						
特に無し。						
特記事項						
特になし。						

# 令和2年度 第1回 長崎県公共事業評価監視委員会

## 事後評価対象事業

砂防-1 大屋地区地すべり対策事業

事業主体 長崎県

事後評価の理由 再評価実施  
全体事業費10億円以上  
事業完了後5年経過



1

## 1. 審議経過

審議経過	再評価の理由	工期		事業費 (億円)	B/C	概要
		着工	完了			
当初 (S48新規)		S48	H19	11.4	5.6	集水井工 5基 集水ボーリング 154本 杭打工 218本
第1回審議 (H10)	事業開始後 10年経過	S48	H19	11.4	5.6	同上
第2回審議 (H15)	再評価後 5年経過	S48	H19	14.5	3.7	集水井工 6基 集水ボーリング工 95本(L=4,115m) 横ボーリング工 116本(L=3,115m) 杭打工 218本(L=2,975m) アンカー工 450本(L=4,683m) 法面工 10,239m <sup>2</sup>
第3回審議 (H20)	再評価後 5年経過	S48	H24	15.5	3.46	Cブロック抑制工追加 集水井工 6基 集水ボーリング工 96本(L=4,150m) 横ボーリング工 116本(L=3,125m) 杭打工 204本(L=3,017m) アンカー工 455本(L=4,600m) 法面工 12,654m <sup>2</sup>
第4回審議 (H25前回)	再評価後 5年経過	S48	H28	18.5	2.63	Cブロック抑止工追加 集水井工 5基 集水ボーリング工 75本(L=3,210m) 横ボーリング工 120本(L=3,185m) 杭打工 233本(L=3,703m) アンカー工 455本(L=4,600m) 法面工 12,839m <sup>2</sup>
第5回審議 (R2今回)	事業完了後 5年経過	S48	H27	16.4	3.03	集水井工 5基 集水ボーリング工 88本(L=3,535m) 横ボーリング工 106本(L=2,835m) 杭打工 135本(L=2,015m) アンカー工 460本(L=4,862m) 法面工 9,468m <sup>2</sup>

2

## 2. 目的・事業概要・これまでの経緯

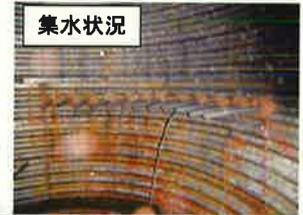
### 事業目的・経緯

当地区は、大正10年に地すべりによる被害が発生しており、昭和37年に地すべり防止区域として指定された。

その後、昭和47年7月に九州全土を襲った集中豪雨によって地すべり活動が活発化したが、昭和49年から事業を開始し、集水井・横ボーリングによる抑制工、及び、アンカー工・杭打工による抑止工により対策を講じた結果鎮静化し、平成27年に概成した。



<保全対象例>

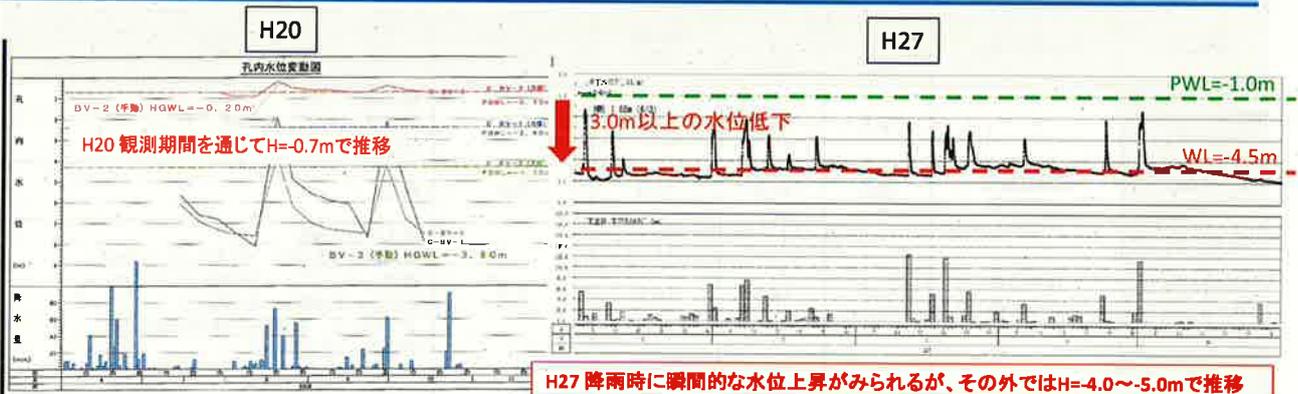


集水井工 5基  
 集水ボーリング工 88本(L=3,535m)  
 横ボーリング工 106本(L=2,835m)  
 杭打工 235本(L=2,015m)  
 アンカー工 460本(L=4,862m)  
 法面工 9,468m<sup>2</sup>

3

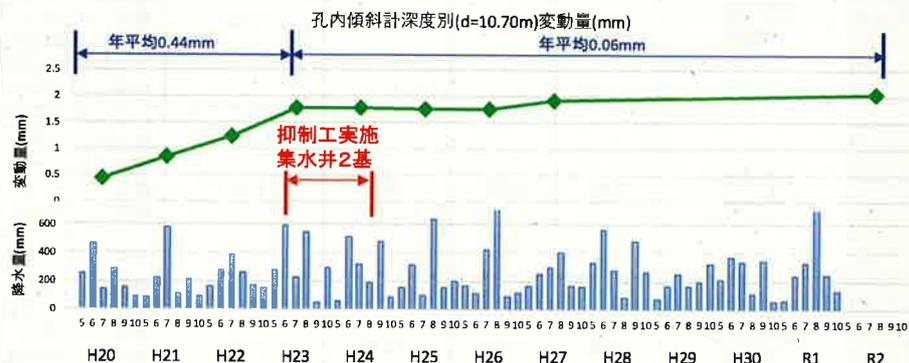
## 3. 事業の効果の発現状況

孔内水位観測状況



孔内傾斜計観測状況

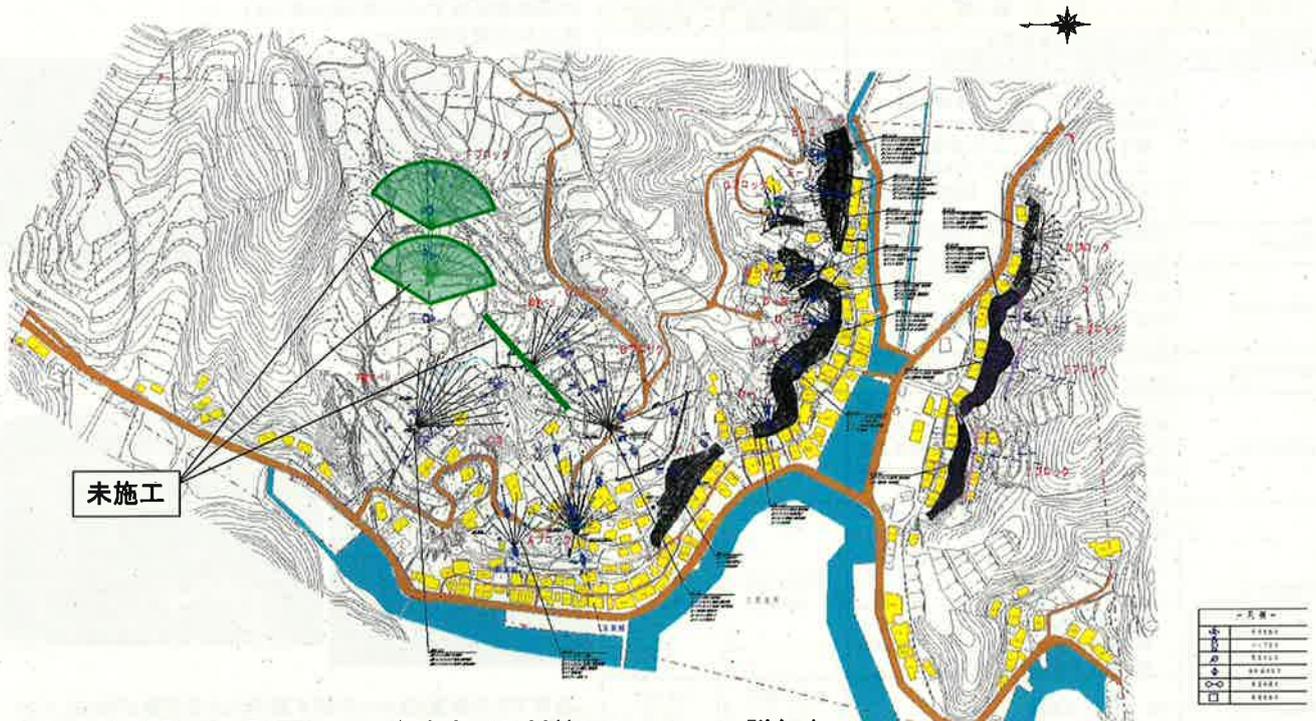
対象ブロック	C下部	
孔番号	C-BC-3	
すべり面深度	10.70m	
年度	変動量mm/年	累計mm
H20	0.42	0.42
H21	0.42	0.84
H22	0.4	1.24
H23	0.52	1.76
H24	0.01	1.77
H25	-0.02	1.75
H26	0	1.75
H27	0.16	1.91
H28	-	-
H29	-	-
H30	-	-
R1	-	-
R2	0.12	2.03



抑制工実施後は所定の深度における変動が沈静化している

4

## 4. 費用対効果の算定の基礎となった要因の変化



当初の全体計画で計画していた地すべり対策工について、詳細な現地調査や観測結果により、一部未施工で事業完了している。

5

## 5. 事業実施による環境の変化



地すべりによって外壁、舗装等にクラックが入っていたが、対策を行った結果、概成後5年以上経過した現在でも、補修したクラックの再発は見受けられず、地すべり対策事業の効果が発現されていることが見受けられる。



現在も、抑制工(集水井工)からの排水が続いており、安定して地下水を排除し、地すべりを抑制できている。

6

## 6. 社会経済情勢等の変化

年月日	主な経緯	降雨量 (mm)	
		連続雨量	日雨量
大正10年	地すべりによる被害発生		
昭和36年5月17日	大屋地区地すべり防止区域告示		
昭和47年7月	7月10日～同12日の集中豪雨により地すべり発生。(Iブロック付近西側斜面) ○県道の排水溝、擁壁が約20mに亘って亀裂を生じて倒壊、また擁壁倒壊部に沿って道路の盛り上がり現象を生じる。 ○県道上部の山稜部に、地層面と平行なクラックが多数生じる。	7月7～14日 317.0	7月12日 249.0
昭和49年	大屋地区内の海岸線に沿う西斜面帯に地すべり発生。(A,B,Cブロック付近)		
昭和52年6月	6月中旬の豪雨により、急峻な山腹の一部がすべり、民家の柱などにズレが生じ、民家一戸が避難する事態が生じる。(Iブロック西側斜面)	6月15～17日 94.0	6月16日 47.0
昭和57年7月	Bブロック末端部急傾斜面帯において、豪雨時に局部的表層崩壊が発生。	7月10～16日 461.0	7月13日 160.0
昭和63年頃	Dブロック末端部急傾斜面帯において、崩壊性のすべりが発生し、各所で局所崩壊や亀裂の発達した露出風化岩が崩落する現象が生じ、極めて接近した人家に被害を与える。		
平成5年7月	7月16日～同17日の集中豪雨で地すべりが発生。(I～IVブロック) ○民家の柱が傾き、宅地周辺のコンクリートが大きく破損。 ○民家に面した急斜面部では、押し出しによる表層崩壊が各所で生じ、その一部が民家に流出したり、末端斜面が屋根に接する等の被害を生じる。	7月16～18日 109.5	7月17日 93.0
平成30年7月	H30.7月西日本豪雨	7月5～6日 360.0	7月5日 318.0
令和元年8月	R1.8月前線降雨	8月24～30日 479.0	8月27日 352.0

木浦原地区地すべり(平成30年7月)  
最大24時間雨量318mm



高野地区地すべり(令和元年8月)  
最大24時間雨量352mm



近年でも日雨量100mmを越す豪雨による災害が発生しているが、大屋地区においては整備が行われて以降地すべりによる被害は発生していないため、社会的な損失は抑制されている。

7

## 7. 対応方針(原案)

### ○改善措置の必要性

- ◆ 当事業は、地すべり対策を目的としている。集水井・横ボーリングによる抑制工及びアンカー工・杭打工による抑止工により地すべり変動は沈静化しており、当面の改善措置は必要ない。

### ○今後の事後評価の必要性

- ◆ 事業目的に見合った効果の発現が確認されており、さらなる事後評価の必要はない。

### ○同種事業の計画・調査のあり方等

- ◆ 同種事業においては、適切な事業管理に努め、事業効果が早期に発現されるよう早期完成に努める。